

平成20年9月18日
 社団法人日本福祉用具供給協会
 理事長 池田 茂

社会保障審議会介護給付費分科会ヒヤリングに係る要望等

協会の概要

1. 目的

本協会は、日常生活を営むのに支障のある全ての高齢者や、障害者の自立支援・生活支援及び介護負担の軽減の為に、福祉用具を供給する民間事業者が健全な経営を図りつつ倫理的自覚に基づき、関係する公的機関や関係団体と連携協力しながら、利用者を尊重した総合的供給体制の強化を図っていく。また、供給する各種サービスの質的向上に努めるとともに福祉用具の普及促進、利用者情報の研究開発への反映など、事業を通じて総合的な介護システムの増進に資すること、ひいては地域福祉の発展に寄与することを目的とする。

2. 組織構成

- 全国 10 支部（北海道、東北、北関東、南関東、東京、東海・北陸、近畿、中国、四国、九州・沖縄）
- 47ブロック（47都道府県）として組織化
- 役員 理事 26名 監事 2名
- 会員数 正会員 419社 賛助会員 29社（平成20年9月現在）

3. 活動内容

- (1) 福祉用具に関する調査研究
- (2) 福祉用具供給事業従事者に対する教育・研修
- (3) 福祉用具に関する知識の普及啓発
- (4) 行政機関、関係団体等との連携及び協力並びに協会組織の強化充実
- (5) その他協会の目的を達成するために必要な事業

有用性等

○ 福祉用具の有用性

- (1) 自立支援と介護負担の軽減

福祉用具は要介護高齢者等が住みなれた地域における、在宅での自立支援を支え、介護者の介護負担を軽減させる上で大切な役割を果たしています。

- (2) 生活の質（QOL）の向上

また、要介護者等が車いす等の福祉用具を自ら操作し、人の手を借りず地域社会で活動することを可能にするなど、生活の質（QOL）の向上に重要な役割を果たしています。

- (3) 介護サービスの生産性向上
少子高齢化の進行等の下で、介護サービスニーズは今後ますます拡大していくにもかかわらず、介護マンパワーの確保が深刻な問題となってきました。マンパワーの代替として福祉用具の有効活用を図ることにより、介護費用全体としての削減効果にもつながります。
- (4) 介護従事者の腰痛予防
介護家族や介護サービス従事者の腰痛等の予防となることから、労働安全衛生問題の防止に寄与できます。
- (5) 地域ケアの推進への対応
一部の療養型病床群の廃止により、在宅において医療との連携の重要性が増し、医療と連携した福祉用具の活用ニーズも増大いたします。

具体的要望事項

1. 要介護認定の更新で軽度になった場合においても、既存利用している福祉用具については継続して給付されるよう要望致します。

<理由>

福祉用具貸与サービスと介護予防福祉用具貸与サービスでは、利用の判断基準が異なり、要介護認定の更新で軽度になった場合既存利用している商品を引き剥がさなければならない事態が発生します。日常生活の一部になっている福祉用具が給付されなくなった場合には、それまでの生活の持続性が失われ、精神的な苦痛も与えることになると考えます。

- (注) ○ 福祉用具貸与サービス……介護保険における福祉用具の選定の判断基準について（通知）→対象者：要介護 2～5
- 介護予防福祉用具貸与サービス……例外給付 →対象者：要支援 1～2
要介護 1

2. 介護保険における福祉用具の選定の判断基準について（通知）の見直しを要望致します。

<理由>

認定結果のみで一律に制限される品目については、調査の手法、時間の制限、本人の状況変化の確認不足等により、一次調査では結果の把握が不十分なケースが見られます。それを補う視点で福祉用具専門相談員を含む「サービス担当者会議」での判断を重視する必要があると考えます。

3. 介護保険対象種目の見直し及び介護マンパワーの代替としての有効活用を要望致します。

<理由>

在宅介護を促進する上でも、現在の貸与種目では足りないのではないかと
思われます。今後、老々介護が多くなり他人の援助が難しくなると、なお
更種々な福祉用具が必要になってきます。

また、介護マンパワーの確保が深刻な問題になってきているので、マン
パワー確保の代替として福祉用具の活用を図ることにより、介護費全体の
削減効果につながります。

4. 病院・特別養護老人ホーム等の施設での福祉用具貸与サービスが適用されるよう
要望致します。

<理由>

病院・施設での福祉用具貸与を適用することで地域・在宅ケアとの連続し
たサービスが可能となり利用者の自立・生活支援に更に貢献できます。

5. 介護サービス情報の公表制度の見直しを要望致します。

<理由>

現行では三事業所についての比較しかできず、これでは利用者が質の良い
事業者を選択できません。従って県単位で事業者の比較が検討できるよう、
公表の仕組みを見直していただきたい。

6. 福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会の継続開催を要望致します。

<理由>

在宅介護を進め、不足するマンパワーを代替するために介護保険制度にお
ける福祉用具の在り方について、制度の再設計等について検討するため標
記の検討会の再開が必要であると考えます。

7. サービスの質の向上を担保するため、福祉用具専門相談員の質の向上等に対す
る支援を要望致します。

- 新たな資格制度の創設
- モニタリングの在り方を運営基準に明記すること等

以上